

(照 会 先)
独立行政法人国立病院機構
東海北陸グループ
担当：参事（人事担当） 田 中
人事係長 亀 山
電話：０５２－９６８－５１７１

令和７年１０月２３日
独立行政法人国立病院機構
東 海 北 陸 グ ル ー プ

職員の懲戒処分について

国立病院機構富山病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第９２条第４号及び第６号に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事 案 の 概 要	行為者は、令和７年７月に入院患者に対して、誤ったヘアドライヤーの使用が原因で熱傷を負わせたもの。 なお、当該行為は自治体による調査の結果、「身体的虐待」として認定されたものである。
処 分 年 月 日	令和７年１０月２３日
処 分 量 定 等	(行為者) 国立病院機構富山病院 看護師（４０代、女性） 停職１５日間